

様式1

○様式1は、**全ての工事において必ず提出してください。**
 ○**提出がない場合は失格**になります。
 ※ 調査基準価格以上の入札金額でも提出は必要です。

(表紙)

工事費内訳

○建設工事入札参加資格者名簿に記載されている「商号又は名称」を記入してください。

(JVの場合は、JVの名称を記入してください。)

※ 入札者の代表者(代表取締役等)の名前の記入は不要です。

入札者

商号又は名称

○**記入がない場合及び入札者が特定できない場合は失格**になります。

工事名

○原則として**会社名(JVはJV代表者)の印**とします。
 電子入札システムにより提出する場合は不要です。
 ○**紙入札の場合、押印がないと無効**です。

○**公告文等に記載の工事名**を記入してください。
 ○**記入がない場合及び工事名が特定できない場合は、失格**になります。

○低入札価格調査制度対象工事において、下請負人及び見積額の記入を要する場合は、全ての1次下請予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低入札価格調査制度対象工事において、調査基準価格未満で入札される場合は、次の「(低入札価格調査における意向確認)」に回答してください。

(低入札価格調査における意向確認)

内容	回答
調査基準価格を下回る入札を行った場合、低入札価格調査の対象となりますが、この場合において以下の追加措置があることを理解したうえで入札していますか。	はい / いいえ
1 建設工事請負契約約款に関わらず、請負代金額の30%以上の契約保証金を納めること	
2 建設工事請負契約約款に関わらず、違約金が30%となること	
3 建設工事請負契約約款に関わらず、契約不適合責任期間が工事目的物の引渡しをした日から4年以内となること	
4 主任(監理)技術者が現場代理人を兼ねないこと、さらに他工事の主任(監理)技術者との兼務もできないこと	
5 完成検査合格後、2箇月以内に社会保険労務士による労務監査を受けること	

《留意事項》

○「低入札価格調査に係る意向確認欄」において、同意のうえ入札したにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を措置することがあります。

調査基準価格未満で入札される場合のみ記入してください。
 (※記入しても不利益な取扱いを受けることはありません。)

土木工事

○様式2の「工事費の内訳」は、必ず提出してください。
 ○提出がない場合は失格になります。
 ※ 調査基準価格以上の入札金額でも提出は必要です。

様式2

「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

様式3

予定価格の概ね90%未満での応札の場合に、記入・提出が必要です。

労務賃金調書

記入例

工事費の内訳					下請負人及び見積額			
工事名	市道〇〇線道路改良工事	元請負人 商号又は名称	aa建設㈱		bb建設㈱		cc建設㈱	
			数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	aa建設㈱	bb建設㈱	cc建設㈱	
本工事費								
道路改良			1	15,150,000	11,650,000	3,500,000		
道路土工			1	4,150,000	650,000	3,500,000		
掘削工			1	1,150,000	650,000	500,000		
掘削			5000	1,150,000	650,000	500,000		
路体盛土工			1	3,000,000		3,000,000		
路体(築)			750	3,000,000	0	3,000,000	0	
擁壁工			1	11,000,000	11,000,000			
プレキャスト擁壁			1	11,000,000	11,000,000			
舗装工			1	10,500,000	2,000,000	0	8,500,000	
舗装工			1	10,500,000	2,000,000	0	8,500,000	
アスファルト舗装工			1	10,500,000	2,000,000	0	8,500,000	
上層路盤(車道・路肩部)			4000	2,000,000	2,000,000	0	0	
表層(車道・路肩部)			4000	8,500,000	0	0	8,500,000	
直接工事費				25,650,000	13,650,000	3,500,000	8,500,000	
うち材料費				金額を記入				
うち労務費				金額を記入				
安全費				300,000	300,000	0	0	
安全費			1	300,000	300,000	0	0	
安全費			1	300,000	300,000	0	0	
交通誘導員			1	300,000	300,000	0	0	
共通仮設費率分				2,800,000	1,600,000	400,000	800,000	
共通仮設費計				3,175,000	1,975,000	400,000	800,000	
純工事費				28,825,000	15,625,000	3,900,000	9,300,000	
現場管理費				5,855,000				
うち法定福利費の事業主負担額				金額を記入				
うち建退共制度の掛金				金額を記入				
工事原価				34,680,000				
うち安全衛生経費				金額を記入				
一般管理費率分				2,400,000				
契約保証費				8,000				
一般管理費計				2,408,000	1,408,000	400,000	600,000	
工事価格				37,088,000	20,583,000	5,625,000	10,880,000	
消費税相当額				3,708,800	2,058,300	562,500	1,088,000	
工事費計				40,796,800	22,641,300	6,187,500	11,968,000	
契約保証費計				8,000	8,000	0	0	

① 工事費の内訳

② 下請負人及び見積金額

○入札価格に対応する工事費の内訳を記入してください。
 ○工事価格(複数ある場合は工事価格の合計)と入札価格が一致しないと失格になります。

※見積書に記載した工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しないと失格になります。
 ※「工事費の内訳」に記入した工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格の合計が一致しないと失格になります。

会社名	元請負人 aa建設㈱		下請負人-1 bb建設㈱		下請負人-2 cc建設㈱			
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
職種								
作業員	17,000	18,000	16,500	16,500				
作業員	14,000	14,000	14,500	15,000	14,000	14,000		
作業員								
6)とび工								
7)石工								
8)ブロック工	18,500	18,500						
9)電工								
10)鉄筋工								
11)鉄骨工								
12)塗装工								
13)溶接工								
14)運転手(特殊)	16,000	17,500						
15)運転手(一般)								
16)潜かん工								
17)潜かん世話役								
18)さく岩工								
19)トンネル特殊工								
20)トンネル作業員								
21)トンネル世話役								
22)橋りょう特殊工								
23)橋りょう塗装工								
24)橋りょう世話役								
25)土木一般世話役	18,000	18,000			18,500	18,500		
26)高級船員								
27)普通船員								
28)潜水士								
29)潜水連絡員								
30)潜水送気員								
31)山林砂防工								
32)軌道工								
33)型わく工								
34)大工								
35)左官								
36)配管工								
37)はつり工								
38)防水工								
39)板金工								
40)タイル工								
41)サッシ工								

③ 労務賃金

例えば現場に、普通作業員として年配のAさん(14,750円/日)、中堅のBさん(15,000円/日)、若手のCさん(14,500円/日)を配置する予定の場合は、
 最高額: 15,000円(Bさん)
 最低額: 14,500円(Cさん)
 を記入してください。

※日あたり賃金は、1日当たり8時間労働に換算した賃金としてください。
 ※当該職種の労働者が1名の場合や全員が同額の場合は、最低額と最高額の両方に記入してください。

入札者及び全ての一次下請予定者について記入してください。
 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入してください。

- 労働者の社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。
- 発注者が算出する予定価格は法定福利費を含んでおり、外注する場合には、総価契約ではなくその中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。
- 元請人には、下請負人から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整、必要経費分の値引き等を行った場合、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反する恐れがあります。

※設計労務単価には、事業者が負担すべき法定福利費は含まれていません。

直接工事費	労務費
	労働者が負担する保険料
	資材単価
間接工事費	機械経費等
	共通仮設費
	現場管理費
一般管理費等	法定福利費(事業主負担分)
	一般管理費
	法定福利費(本社従業員)
消費税相当額	

<積算体系>

<下請負人から提出された見積の例>

工事名: ○○線道路改良工事

工程・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路土工					3,500,000	
掘削工	砂質土	5,000	m3	100	500,000	
路体(築堤)盛土		750	m3	4,000	3,000,000	
直接工事費					3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費					400,000	うち労務費100千円
現場管理費					1,325,000	
うち法定福利費(事業主負担分)					205,400	労務費1,300千円×0.158
一般管理費					400,000	
工事価格					5,625,000	
消費税相当額					450,000	
工事費					6,075,000	

法定福利費の算出方法

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料

- 見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。
- 各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

元請負人は

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請負人に対する見積もり条件に明示してください。

下請負人は

注文者に対して、法定福利費を明示した見積書を確実に提出してください。また、再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重してください。